

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
(監察官室)			(監察官室)		
第8条 監察官室においては、次の事務をつかさどる。			第8条 監察官室においては、次の事務をつかさどる。		
(1)～(4) (略)			(1)～(4) (略)		
<u>(5) 審査請求における審理に関すること。</u>					
別表第1（第39条関係）			別表第1（第39条関係）		
課名	名称	分掌事務	課名	名称	分掌事務
(略)			(略)		
警務課	(略)		警務課	(略)	
	犯罪被害者支援室	(略)		犯罪被害者支援室	(略)
	東区警察署（仮称）準備室	東区警察署（仮称）新設準備に関する事務			
(略)			(略)		
生活安全企画課	安全安心推進室	(略)	生活安全企画課	安全安心推進室	(略)
	許認可管理センター	第12条第7号から第14号まで、第16号及び第18号に掲げる事務			
(略)			(略)		
別表第3（第48条関係）			別表第3（第48条関係）		
課名	職名	職務	課名	職名	職務
(略)			(略)		
警務課	(略)		警務課	(略)	
	犯罪被害者支援室長	(略)		犯罪被害者支援室長	(略)
	東区警察署（仮称）準備室長	東区警察署（仮称）準備室に関する事務			
(略)			(略)		
生活安全企画課	(略)		生活安全企画課	(略)	

画課	安全安心推進室長	(略)
	許認可管理センター長	許認可管理センターに関する事務
(略)		
生活保安課	営業秘密保護対策官	営業秘密侵害事犯に関する事務
	経済環境捜査管理官	第14条に掲げる事務 (<u>営業秘密保護対策官の分掌に属する事務を除く。</u>)
(略)		
鑑識課	足痕跡鑑定官	足痕跡に関する研究、鑑定等の事務
	指紋鑑定官	(略)
(略)		
運転免許センター	試験管理官	第31条第1号に掲げる事務のうち <u>運転免許試験に関する事務及び同条第3号に掲げる事務</u>
	(略)	
(略)		

画課	安全安心推進室長	(略)
(略)		
生活保安課		
	経済環境捜査管理官	第14条に掲げる事務
(略)		
鑑識課		
	指紋鑑定官	(略)
(略)		
運転免許センター	免許管理官	第31条第1号に掲げる事務のうち <u>運転免許に関する事務並びに同条第2号及び第4号に掲げる事務</u>
	(略)	
(略)		

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。